

平成19事業年度

事業報告書

日本司法支援センター

日本司法支援センター 平成19年度事業報告書

1 国民の皆様へ

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づいて平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始し現在に至っています。

現在、日本の社会は、いわゆる「事前規制型」社会から、市民ひとりひとりが社会の構成員として自立的に暮らし、様々な紛争についても、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る「事後救済型」社会へと変わりつつあります。支援センターは、こうした社会の変化に伴って、「法による紛争の解決」が一層重要となることから、「民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指して設立された法人です。その業務の目標は、司法を利用者にとって身近なもの、使いやすいものとする、とりわけ、解決すべき問題を抱えながら、解決のための道筋が見つけられない方々のために、法による解決に向けた道しるべとしての役割を果たすことにあります。

そのような位置付けのもとで設立された支援センターは、業務開始に当たり、財団法人法律扶助協会から引き継いだ民事法律扶助業務や国からの委託に基づく国選弁護関連業務のほか、情報提供業務、犯罪被害者支援業務、そして司法過疎対策などの新規業務を並行して立ち上げることとなり、さらに、平成19年度には、日本弁護士連合会から委託を受けた法律援助に関する業務や国からの委託に基づく国選付添人の選任等に関する業務を開始するに至りましたが、現在、各業務とも概ね軌道に乗り、安定してサービス提供を行う態勢が整ったところです。

今後、平成20年度には被害者参加制度が、同21年度には被疑者国選弁護人対象事件が大幅に拡大し裁判員制度が開始するなど、支援センターを取り巻く制度環境も新たな展開を見せることとなり、支援センターはこれまでに積み重ねた実績・経験を最大限に生かしつつ、業務の更なる充実を図ってまいります。

2 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

支援センターは、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、同法が定める総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としております。（総合法律支援法第14条）

② 業務内容

支援センターは、総合法律支援法第14条の目的を達成するため以下の業務

を行います。

ア 情報提供業務（総合法律支援法第30条第1項第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（総合法律支援法第30条第1項第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判手続等に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護関連業務（総合法律支援法第30条第1項第3号）

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行う業務。

エ 司法過疎対策業務（総合法律支援法第30条第1項第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（総合法律支援法第30条第1項第5号）

犯罪の被害にあわれた方や、ご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通しての弁護士を紹介する業務。

カ 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

③ 沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

平成18年10月2日 業務開始

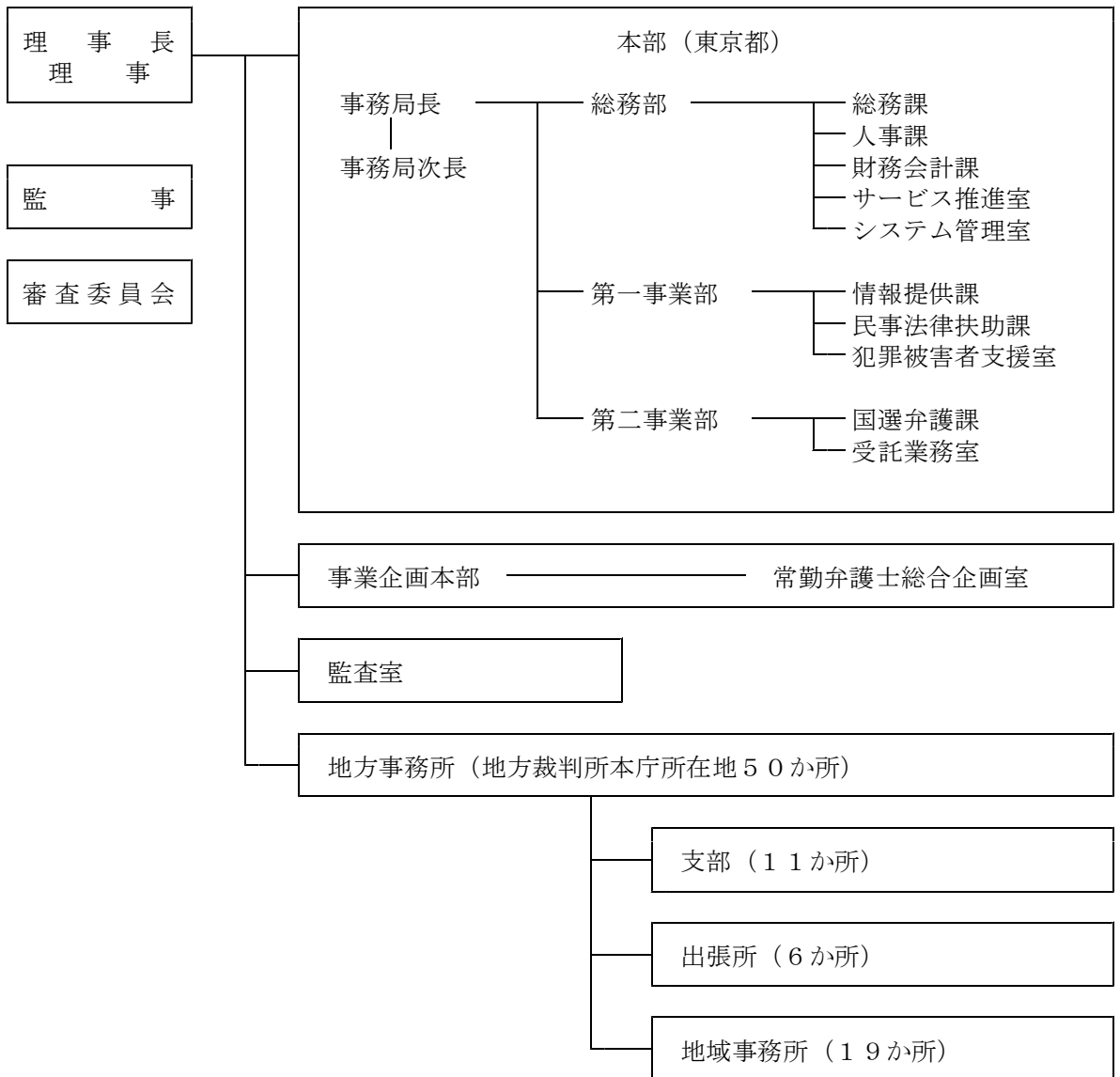
④ 設立根拠法

総合法律支援法

⑤ 主務大臣

法務大臣

⑥ 組織図



(平成20年3月31日現在)

(2) 本部・地方事務所等の住所
別紙のとおり

(3) 資本金の状況

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	351,000,000	0	0	351,000,000
資本金合計	351,000,000	0	0	351,000,000

(4) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	金 平 輝 子	自 平成18年 4月10日 至 平成22年 4月 9日		昭和25年 東京都職員 昭和56年 東京都福祉局 長 平成 3年 東京都副知事 平成 7年 日本更生保護 女性連盟会長
理 事	寺 井 一 弘	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日	業務全般 総務部担当	昭和45年 弁護士登録(東 京弁護士会) 平成 7年 東京弁護士会 副会長 平成10年 日本弁護士連 合会事務総長
理 事	軍 司 育 雄	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日		昭和45年 弁護士登録(第 一東京弁護士 会) 平成15年 第一東京弁護 士会会長 同 日本弁護士連 合会副会長
理 事	岩 瀬 徹	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日	第二事業部 担当	昭和48年 東京地方裁判 所判事補 平成14年 前橋家庭裁判 所長 平成16年 上智大学法科 大学院教授
理 事	西 川 元 啓	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日	第一事業部 担当	昭和42年 司法試験合格 平成 9年 新日本製鐵(株) 取締役 平成15年 新日本製鐵(株) 常任顧問 平成19年 新日本製鐵(株) 顧問
監 事	馬 場 義 宣	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日		昭和44年 東京地方検 察 庁検事 平成13年 最高検 察庁公 安部長 平成16年 学習院 大学法 科大学院教授
監 事	羽 田 悦 朗	自 平成18年 4月10日 至 平成20年 4月 9日		平成 5年 羽田公認会計 士・司法書士 事務所長 平成11年 税理士登録 平成16年 行政書士登録

(平成20年3月31日現在)

(5) 常勤職員 の 状 況

常勤職員は平成19年度末において517人（前期末比101人増加、24.3%増）であり、平均年齢は37.8歳（前期末37.6歳）となっています。このうち、国等からの出向者は62人、民間からの出向者は15人です。

(注) 時点は、平成20年1月1日現在である。

3 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	5,520,012,108	運営費交付金債務	1,442,989,254
民事法律扶助立替金	15,330,604,991	未払金	3,368,932,781
その他	153,562,808	賞与引当金	77,508,056
貸倒引当金	△9,053,913,137	その他	754,182,312
固定資産		固定負債	
有形固定資産	1,282,738,055	資産見返負債	7,168,011,870
無形固定資産	456,238,673	退職給付引当金	75,235,265
破産更生債権等	7,412,182,147	その他	701,696,769
貸倒引当金	△7,412,182,147		
その他	283,053,132		
		負債合計	13,588,556,307
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	351,000,000
		資本剰余金	40,175,280
		繰越欠損金	7,434,957
		純資産合計	383,740,323
資産合計	13,972,296,630	負債純資産合計	13,972,296,630

② 損益計算書

(単位：円)

	金額
経常費用 (A)	17,109,681,295
業務費	
契約弁護士報酬	7,071,535,015
人件費	3,006,597,392
貸倒引当金繰入額	2,587,515,593
その他	1,236,690,456
一般管理費	
不動産賃借料	1,047,205,706
人件費	1,049,638,423
その他	1,093,781,956
財務費用	16,716,754
経常収益 (B)	17,109,269,690
運営費交付金収益	5,746,043,954
政府受託収益	7,496,176,290
その他自己収益	1,013,127,763
資産見返負債戻入	2,741,497,605
財務収益	10,048,366
雑益	102,375,712
臨時損失 (C)	41,379,733
臨時利益 (D)	37,504,072
当期総損失 (B-A-C+D)	4,287,266

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	1,792,297,195
民事法律扶助立替金の支出	△10,550,874,699
契約弁護士等報酬の支出	△6,818,285,226
物品又はサービスの購入による支出	△3,046,257,381
人件費支出	△3,958,426,662
その他業務支出	△121,951,801
運営費交付金収入	10,212,707,000
政府受託収入	7,012,704,473
民事法律扶助立替金の償還等による収入	7,639,525,883
その他業務収入	1,423,155,608
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△131,118,402
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△171,684,862
IV 資金増加額(D=A+B+C)	1,489,493,931
V 資金期首残高(E)	3,909,153,485
VI 承継財産の受入による増加(F)	21,364,692
VII 資金期末残高(G=D+E+F)	5,420,012,108

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：円)

	金額
I 業務費用	8,529,332,897
損益計算書上の費用 (控除) 自己収入等	17,151,061,028 △8,621,728,131
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 引当外賞与見積額	29,708,715
III 引当外退職給付増加見積額	164,103,388
IV 機会費用	4,475,250
V 行政サービス実施コスト	8,727,620,250

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
民事法律扶助立替金	: 民事法律扶助業務に関する裁判費用等の立替金
その他(流動資産)	: 貯蔵品、前払費用、未収金等
貸倒引当金	: 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更正債権等の貸倒に対する引当金
有形固定資産	: 支援センターが長期にわたって使用又は利用する建物、工具器具備品
無形固定資産	: 民事法律扶助システムや会計システムに関するソフトウェア等
破産更正債権等	: 民事法律扶助立替金及び未収金で回収可能性の低い債権
その他(固定資産)	: 長期性預金や敷金・保証金
運営費交付金債務	: 支援センターの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する残高
未払金	: 物品の納品、役務の提供を受けているが、支払いがなされていない債務
賞与引当金	: 運営費交付金により財源措置が手当てされない賞与に対する引当金
その他(流動負債)	: 前受金、預り金、リース債務等
資産見返負債	: 民事法律扶助立替金の純額、受贈及び運営費交付金を財源として取得された償却資産の見合いとして計上される負債
退職給付引当金	: 運営費交付金等により財源措置が手当てされない退職金に係る引当金
その他(固定負債)	: 長期預り金、長期リース債務等
政府出資金	: 国からの出資金であり、支援センターの財産的基礎を構成
資本剰余金	: 設立時の承継財産として取得した資産で支援センターの財産的基礎を構成するもの
繰越欠損金	: 支援センターの業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 損益計算書

契約弁護士報酬	: 民事法律扶助業務、日弁連受託業務及び国選弁護士確保業務において契約弁護士等に支出した報酬
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、支援センターの職員等に要する経費
貸倒引当金繰入額	: 民事法律扶助立替金、未収金及び破産更正債権等の貸倒に対する引当金の繰入額
不動産賃借料	: 地方事務所や借上宿舍等の賃借料

そ の 他	: 減価償却費等
財 務 費 用	: 支払利息
運営費交付金収益	: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
政府受託収益	: 国から国選弁護士確保業務に係る委託費として入金された収入
その他自己収益	: 寄附金収益、民事法律扶助事業収益、有償受任事業収益、日弁連受託事業収益等
資産見返負債戻入	: 民事法律扶助立替金の貸倒引当金繰入相当額及び償却資産の減価償却相当額を資産見返負債から取り崩した勘定
財 務 収 益	: 受取利息
雑 益	: 立退料、事務所の転貸収入

③ キャッシュ・フロー計算書

民事法律扶助立替金の支出: 当期中に支出された民事法律扶助業務の立替金額
 契約弁護士報酬の支出: 民事法律扶助業務、日弁連受託業務、国選弁護士確保業務において契約弁護士等に支出した報酬

人 件 費 支 出: 給与、賞与、法定福利費等、支援センターの職員等への支出

そ の 他 業 務 支 出: 民事法律扶助預り金の減少による支出

運 営 費 交 付 金 収 入: 国から運営費交付金として入金された収入

政 府 受 託 収 入: 国から国選弁護士確保業務に係る委託費として入金された収入

民事法律扶助立替金の償還等による収入: 民事法律扶助立替金の償還等によって得た収入

そ の 他 業 務 収 入: 有償業務、日弁連受託業務等による収入

投資活動によるキャッシュ・フロー: 有形固定資産及び無形固定資産の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー: リース債務の返済による支出

4 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析 (内容・増減理由)

(経常費用)

平成19年度の経常費用は17,109,681,295円と、前年度比2,695,887,780円増(18.70%増)となっている。これは、前年度の業務運営期間が半年

間であったことから契約弁護士報酬が前年度比4,675,491,688円増（195.13%増）となったことと、採用職員数増加に伴い、人件費が前年度比1,765,079,542円増（77.04%増）となったことが主な要因である。

（経常収益）

平成19年度の経常収益は17,109,269,690円と、前年度比2,698,623,866円増（18.73%増）となっている。これは、運営費交付金収益が前年度比1,493,317,032円増（35.11%増）となったことと、政府受託収益（国選弁護士確保業務委託費収入等）が業務運営期間が半年間に留まった前年度比4,559,858,817円増（155.29%増）となったことが主な要因である。

（当期総損益）

上記経常損益の状況及び臨時損失として固定資産除却損41,379,733円と臨時利益として資産見返運営費交付金戻入等37,504,072円を計上した結果、平成19年度の当期総損益は4,287,266円と、前年度比1,139,575円減（36.20%減）となっている。

（資産）

平成19年度末現在の資産合計は13,972,296,630円と、前年度末比2,191,446,032円増（18.60%増）となっている。これは、運営費交付金債務の増加を主たる要因とする現金及び預金の増1,510,858,623円（37.69%増）、民事法律扶助立替金の増1,072,613,980円（7.52%増）及び貸倒引当金の増△394,935,590円（△4.56%増）が主な要因である。

（負債）

平成19年度末現在の負債合計は13,588,556,307円と、前年度末比2,195,733,298円増（19.27%増）となっている。これは、運営費交付金債務の増988,317,830円（217.37%増）、資産見返負債の増699,343,539円（10.81%増）が主な要因である（増加の理由は、前年度の業務運営期間は半年間であったことに加え、運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしており、資金の効率的な運用と経費の削減が行われたことと、貸倒引当金控除後の民事法律扶助立替金への運営費交付金の資金投入が行われたためである。）。

（業務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の業務活動によるキャッシュ・フローは1,792,297,195円と、前年度比544,358,836円減（23.30%減）となっている。これは、前年度の業務運営期間が半年間であったことから、運営費交付金収入が前年度比4,232,820,000円増（70.78%増）、政府受託収入が前年度比4,076,387,000円増（138.83%増）、民事法律扶助立替金の償還等による収入が前年度比4,302,854,141円増（128.96%増）とそれぞれ増加した一方、民事法律扶助立替金の支出が前年度比6,018,608,409円増（132.79%増）、契約弁護

士等報酬の支出が前年度比5,760,253,745円増（544.43%増）となったことが主な要因である。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△131,118,402円と、前年度比1,148,888,198円減（89.76%減）となっている。この主な要因は、業務開始初年度で多数の地方事務所等施設の整備を要した前年度に比して、有形固定資産の取得による支出及び無形固定資産の取得による支出が、それぞれ、前年度比442,939,542円減（80.62%減）、前年度比379,807,932円減（95.90%減）となったことによる。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

平成19年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△171,684,862円と、前年度比92,301,305円増（116.27%増）となっている。これは、職員数及び業務の増加に伴うコンピュータ端末等のリース契約の増加により、リース債務の返済による支出が前年度比92,301,305円増（116.27%増）となったことが要因である。

主要な財務データの経年比較

（単位：円）

区 分	18年度	19年度
経常費用	14,413,793,515	17,109,681,295
経常収益	14,410,645,824	17,109,269,690
当期総損失	3,147,691	4,287,266
資産	11,780,850,598	13,972,296,630
負債	11,392,823,009	13,588,556,307
利益剰余金（又は繰越欠損金）	△3,147,691	△7,434,957
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,336,656,031	1,792,297,195
投資活動によるキャッシュ・フロー(注1)	△1,280,006,600	△131,118,402
財務活動によるキャッシュ・フロー	△79,383,557	△171,684,862
資金期末残高	3,909,153,485	5,420,012,108

（注1）対前年度比において著しい変動が生じている理由は、上記のとおり、業務開始年度の前年度に比して固定資産の取得による支出が減少したことによる。

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・増減理由）

（区分経理によるセグメント情報）

国選弁護人確保業務勘定の事業損益は前年度に引き続き0円である。

一般勘定の事業損益は△4,287,266円と、事業損失が前年度比1,139,575円の増（36.20%増）となっている。

（増減理由）

一般勘定の事業損失が増加した理由は、独立行政法人会計基準におけるリース債務に関する会計処理に基づくものであり、前年度発生したリース債務に加え、当年度の新規リース契約締結に基づき発生したリース債務の増加により、当年度事業損失が増加したものである。

事業損益の経年比較 (単位：円)

区 分	18年度	19年度
国選弁護士確保業務勘定	0	0
一般勘定	△3,147,691	△4,287,266
合 計	△3,147,691	△4,287,266

③ セグメント総資産の経年比較・分析 (内容・増減理由)

(区分経理によるセグメント情報)

国選弁護士確保業務勘定の総資産は1,405,692,366円と、前年度比250,297,892円の減(15.11%減)となっている。これは、現金及び預金が前年度比262,251,693円の減(20.58%減)となったことが主な要因である。

一般勘定の総資産は12,566,604,264円と、前年度比2,441,743,924円の増(24.12%増)となっている。これは、現金及び預金が前年度比1,773,110,316円の増(64.84%増)となったことが主な要因である。

(増減理由)

現金及び預金が前年度比で増加した主な要因は、常勤弁護士等職員の採用数が少なかったことなどにより、人件費の支出が当初予算よりも少なかったためである。

総資産の経年比較 (単位：円)

区 分	18年度	19年度
国選弁護士確保業務勘定	1,655,990,258	1,405,692,366
一般勘定	10,124,860,340	12,566,604,264
合 計	11,780,850,598	13,972,296,630

④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等

なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析 (内容・増減理由)

平成19年度の行政サービス実施コストは8,727,620,250円と、前年度比2,767,665,120円減(24.08%減)となっている。これは、業務運営期間

が半年間だった前年度に比し、上記政府受託収益の増加に加え、寄附金収益及び民事法律扶助事業収益の自己収入が増加したことにより、これら収入による控除が前年度比5,582,257,678円増（183.66%増）したことが主な要因である。

行政サービス実施コストの経年比較

(単位：円)

区 分	18年度	19年度
業務費用	11,403,748,724	8,529,332,897
うち損益計算書上の費用	14,443,219,177	17,151,061,028
うち自己収入	△3,039,470,453	△8,621,728,131
引当外賞与見積額(注1)	0	29,708,715
引当外退職給付増加見積額	85,887,950	164,103,388
機会費用	5,648,696	4,475,250
行政サービス実施コスト	11,495,285,370	8,727,620,250

(注1)引当外賞与見積額は独立行政法人会計基準の変更により平成19年度より計上しております。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	18年度		19年度		
	予 算	決 算	予 算	決 算	差額理由
収 入					
前年度繰越金	0	0	0	612	
運営費交付金	5,980	5,980	10,213	10,213	
政府出資金	351	351	0	0	
受託収入	3,942	2,936	9,054	8,033	国選弁護士事業の減
補助金等収入	259	59	515	132	寄附金収入の減
事業収入	4,597	4,833	8,214	7,875	民事法律扶助償還金収入の減
事業外収入	14	26	39	114	
支 出					
一般管理費	5,181	4,056	6,337	4,520	常勤弁護士の採用数の減
事業経費	6,020	6,580	12,645	12,863	
受託経費（国選弁護士人確保業務勘定）	3,942	2,936	8,412	7,496	国選弁護士事業の減
受託経費（一般勘定）	0	0	642	537	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

支援センターは、平成18年4月に設立された法人であり、現在、その業務を拡大しなければならないことから、効率化目標が定められていないが、支援センターが各種契約を行う際には、一般競争入札の手続を取ったり、随意契約であっても相見積りを徴取するなどして経費節減を図っている。

5 事業の説明

(1) 財源構造

支援センターの経常収益は17,109,269,690円で、その内訳は、運営費交付金収益5,746,043,954円（全収益の33.58%）、政府受託収益7,496,176,290円（同43.81%）、寄附金収益132,352,116円（同0.77%）、民事法律扶助事業収益149,539,223円（同0.87%）、有償受任事業収益192,138,224円（同1.12%）、日弁連受託収益536,533,135円（同3.14%）、その他事業収益2,565,065円（同0.01%）、資産見返負債戻入2,741,497,605円（同16.03%）、財務収益10,048,366円（同0.06%）、雑益102,375,712円（同0.61%）となっている。

上記収益を事業別に区分すると、政府受託収益7,496,176,290円（事業収益の68.07%）は国選弁護関連業務により、民事法律扶助事業収益149,539,223円（同1.36%）及び資産見返物品受贈額戻入2,638,153,882円（同23.96%）は民事法律扶助業務により、有償受任事業収益192,138,224円（同1.74%）は司法過疎対策業務により、日弁連受託収益536,533,135円（同4.87%）は日弁連からの受託業務により、それぞれ発生した収益である。また、寄附金収益132,352,116円、その他事業収益2,565,065円、財務収益10,048,366円及び雑益102,375,712円の自己収入は受託業務以外の各事業の、運営費交付金収益5,746,043,954円及び資産見返運営費交付金戻入140,847,795円は国選弁護関連業務及び受託業務以外の各事業の各財源となっている。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力の乏しい方が法的トラブルにあったときに弁護士又は司法書士に支払う裁判代理費用等の立替え等を行うことを目的として、法律相談援助、代理援助及び書類作成援助を行う業務である。

事業の財源は、民事法律扶助事業収益（149,539,223円）、資産見返物品受贈額戻入（2,638,153,882円）、運営費交付金収益及び資産見返運営費交付金戻入並びにその他事業収益等の自己収入等となっている。

イ 国選弁護関連業務

国選弁護関連業務は、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行う業務であ

る。

事業の財源は、政府受託収益（7,496,176,290円）、雑益（8,398,231円）と一般勘定からの受入（199,030,413円）となっている。

ウ 司法過疎対策業務

司法過疎対策業務は、身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務である。

事業の財源は、有償受任事業収益（192,138,224円）、運営費交付金収益及び資産見返運営費交付金戻入並びにその他事業収益等の自己収入等となっている。

エ 受託業務

受託業務は、支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務であり、具体的には、平成19年4月1日から財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ行っている（ただし、中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務については実施実績なし）。

事業の財源は、日弁連受託収益（536,533,135円）となっている。

【別紙】

日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

平成20年3月31日現在

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
本部	102-0073	東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F	0503383-5333	03-3222-1091
中野坂上分室	164-8721	東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	同上	03-5358-1057
東京地方事務所	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル1~3F	0503383-5300	03-3359-3652
霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	0503383-5330	03-3502-6856
多摩支部	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4・6F	0503383-5310	042-645-7135
新宿出張所	160-0021	新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎5F	0503383-5315	03-3207-3917
上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン上野共同ビル6F	0503383-5320	03-3835-2369
池袋出張所	170-0013	豊島区東池袋1-35-3 池袋センタービル6F	0503383-5321	03-3590-3334
渋谷出張所	150-0002	渋谷区渋谷3-10-13 渋谷Rサンケイビル8F	0503383-5325	03-3409-4048
多摩支部立川出張所	190-0012	立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル11F	0503383-5327	042-527-3051
神奈川県事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0503383-5360	045-662-9356
川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 川崎イーストワンビル10F	0503383-5366	044-246-0406
小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0503383-5370	0465-24-7402
埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0503383-5375	048-838-7230
川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0503383-5377	049-242-5321
熊谷地域事務所	360-0041	熊谷市宮町1-41 宮町ビル 埼玉弁護士会熊谷支部会館2F	0503383-5380	048-522-8260
秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	0503383-0023	0494-25-1962
千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0503383-5381	043-225-9206
松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0503383-5388	047-366-6575
茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0503383-5390	029-231-1731
下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	0503383-5393	0296-44-8461
栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0503383-5395	028-622-0987
群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5F	0503383-5399	027-232-9727
静岡地方事務所	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル2・11F	0503383-5400	054-251-3677
沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0503383-5405	055-931-0320
浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0503383-5410	053-451-1722
下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	0503383-0024	0558-27-1167
山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0503383-5411	055-232-7540
長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4F	0503383-5415	026-226-7675
松本地域事務所	390-8620	長野県松本市丸の内3-7 松本市役所東庁舎4F	0503383-5417	0263-36-3351
新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0503383-5420	025-225-6171
佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田支所2F	0503383-5422	0259-52-2675
大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0503383-5425	06-6367-1156
堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 住友生命堺東ビル6F	0503383-5430	072-232-8547
京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0503383-5433	075-231-4355
兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0503383-5440	078-362-2698
阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0503383-5444	06-6411-2010
姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業棟第2ビル	0503383-5447	079-284-2308
奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0503383-5450	0742-24-3213
南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	0503383-0025	0747-52-9179
滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0503383-5454	077-521-9122
和歌山地方事務所	640-8152	和歌山市十番丁15 市川ビル2F	0503383-5457	073-425-9201

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0503383-5460	052-241-1065
三河支部	444-8601	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F	0503383-5465	0564-22-5308
三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0503383-5470	059-222-5096
岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0503383-5471	058-262-0902
可児地域事務所	509-0214	可児市広見1-34-1 三洋堂可児ビル1F	0503383-0005	0574-61-2940
福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 三井生命福井ビル2F	0503383-5475	0776-22-0354
石川地方事務所	920-0911	金沢市橋場町1-8	0503383-5477	076-263-7065
富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0503383-5480	076-493-9450
魚津地域事務所	937-0046	魚津市上村木1-20-30 魚津商工会議所第二会館1F	0503383-0030	0765-22-2594
広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1・6F	0503383-5485	082-224-0023
山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0503383-5490	083-932-8141
岡山地方事務所	700-0817	岡山市弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0503383-5491	086-234-8413
鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0503383-5495	0857-20-2298
倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ピエビル202号室	0503383-5497	0858-26-6019
島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0503383-5500	0852-23-7802
浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	0503383-0026	0855-22-1560
福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0503383-5501	092-722-3501
北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0503383-5506	093-511-1571
佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0503383-5510	0952-28-7202
長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0503383-5515	095-824-6688
佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402	0503383-5516	0956-25-5340
壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	0503383-5517	0920-47-3585
大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7	0503383-5520	097-532-6673
熊本地方事務所	860-0806	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5F	0503383-5522	096-352-6350
鹿児島地方事務所	892-0827	鹿児島市中町11-11 MY鹿児島第2ビル5F	0503383-5525	099-223-6146
奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	0503383-0028	0997-53-5076
指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	0503383-0027	0993-24-2657
鹿屋地域事務所	893-0011	鹿屋市打馬1-13-4	0503383-5527	0994-44-6922
宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0503383-5530	0985-27-2876
沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇2・3F	0503383-5533	098-855-3220
宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町2-10-17 仙台一番町ビル1F	0503383-5535	022-263-4558
福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0503383-5540	024-535-2939
山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0503383-5544	023-633-0180
岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0503383-5546	019-652-5516
秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都銀行本店別館6F	0503383-5550	018-825-1211
青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0503383-5552	017-773-5021
札幌地方事務所	060-0061	札幌市中央区南1条西11-1 コンチネンタルビル8F	0503383-5555	011-219-3818
函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 三井生命函館若松町ビル5F	0503383-5560	0138-26-3520
江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	0503383-5563	0139-52-5039
旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 住友生命旭川ビル6F	0503383-5566	0166-25-2066
釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0503383-5567	0154-42-0168
香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0503383-5570	087-851-3023
徳島地方事務所	770-0855	徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	0503383-5575	088-655-2777
高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0503383-5577	088-873-3023
須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	0503383-5579	0889-42-2001
安芸地域事務所	784-0004	安芸市本町3-11-22 2F	0503383-0029	0887-34-8532
愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0503383-5580	089-932-0213